

第2次横浜市大都市自治研究会

<第4回会議資料>

平成27年3月5日

第2次横浜市大都市自治研究会（第3回）における議論

■第3回（26年12月25日開催）

【各委員の主なご意見】

- 地方自治法の一部を改正する法律によって、横浜市が特別自治市創設によって行おうとしていることが、現行法の下でできるようになっていると思われるが、そのことはあらかじめ整理しておくかなくともよいか。
- 人口減少あるいは高齢者の対策を進めていく上でも、特別自治市という仕組みにメリットがあるということを打ち出す必要がある。
- 基礎自治体の方がやりやすくなっていると言われている経済対策、雇用活性化に関するもので、実績がどのくらい出てくるのかということに関しても打ち出せば良い。
- 転出入や昼夜間の人口動態について、東京や川崎、相模原だけでなく、県内の、例えば市町村などとの関係性をどうとらえるのかということも、この特別自治市の議論をしていく上では1つのポイントになる。
- 少し前までは東京23区から横浜に転入する人の方が多かったのに対して、最近では横浜から23区に転出する人が構造的に大きくなってきている。今後の高齢化のあり方などを考えたときに、どうやって対処していくかというのが、横浜にとっては一番深刻な課題である。
- 権限移譲への対応や、人口減少社会における少子化対策や経済対策の部分などもうまく整理し、それが特別自治市制度の主張と重ねることができたら良い。

諮問事項及び検討項目(案)

【諮問事項】

第30次地方制度調査会の「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」、道州制など新たな地方分権体制に係る動向、その他、社会経済情勢の変化などを踏まえた横浜市にふさわしい地方自治制度のあり方について、調査・審議を求めます。

【検討項目(案)】

< I 横浜市を取り巻く社会経済情勢 >

1. 人口減少と超高齢化社会の到来
2. 第30次地制調答申後の国の取組
 - 平成26年地方自治法の改正
⇒指定都市制度の見直し、
新たな広域連携の制度の創設 等
 - 地方分権第4次一括法の成立
⇒都道府県から指定都市への権限移譲

< II 横浜市にふさわしい地方自治制度 >

1. 特別自治市制度(特別市(仮称))について
2. 第30次地方制度調査会答申で示された課題への対応
 - ①住民代表機能を持つ区の必要性
 - ②警察事務の分割による広域犯罪対応への懸念
 - ③全道府県税・市町村税を賦課徴収することによる周辺自治体への影響等
3. 当面の取組について

【今後の検討スケジュール】

- 27年5～6月 第5回研究会(答申骨子案について)
- 27年7～8月 第6回研究会(答申案について)
- 27年9～10月 第7回研究会(答申について)

検討項目(案)関連資料

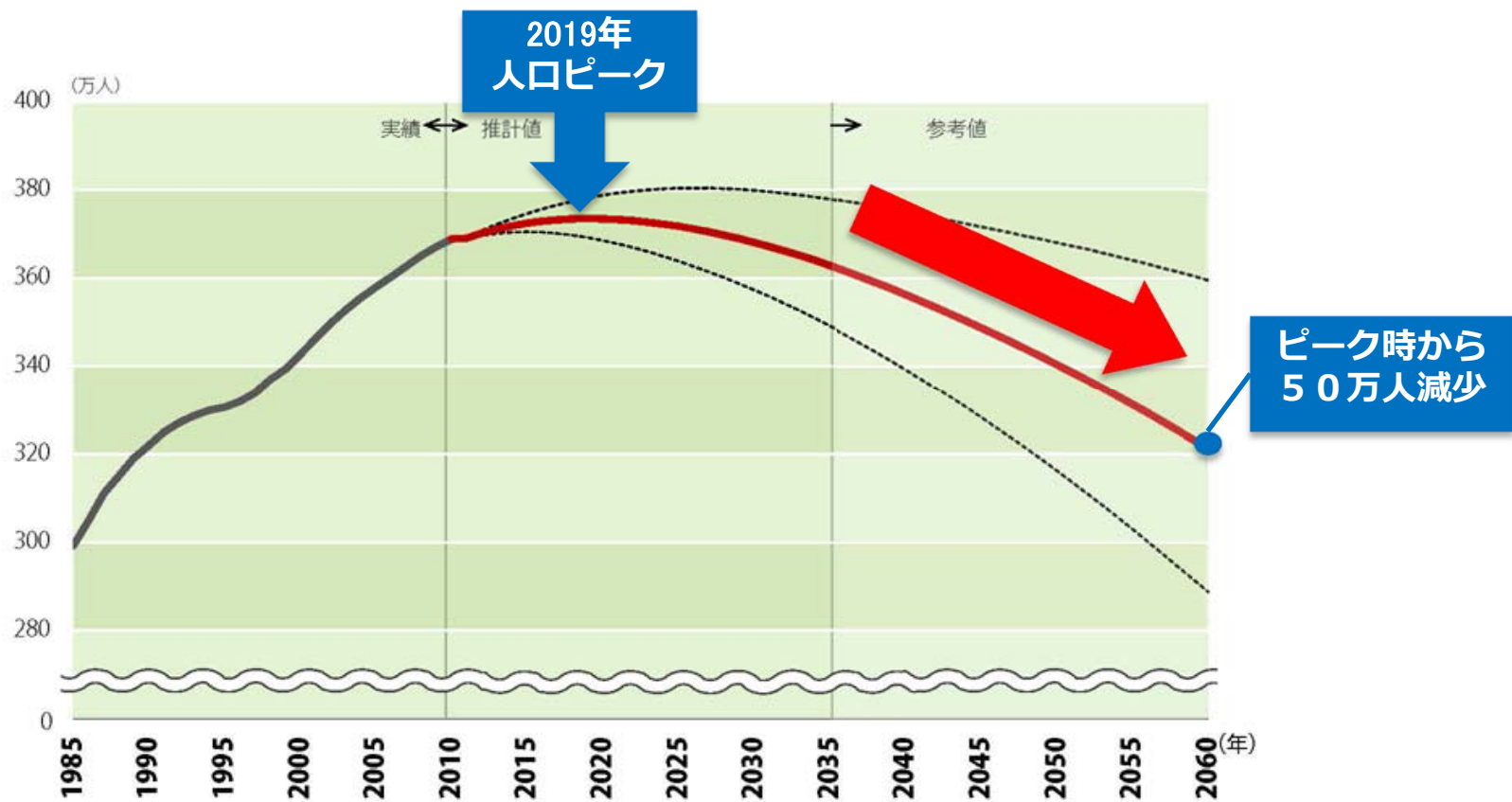
< I 横浜市を取り巻く社会経済情勢 >

1. 人口減少と超高齢化社会の到来

横浜市の将来人口の推計①

第3回大都市
自治研究会資料

- 横浜市の人口のピークは2019年で、およそ373万6千人
- 2060年（参考値）には、ピーク時から約50万人減少し、約320万人となる。



(単位：千人)

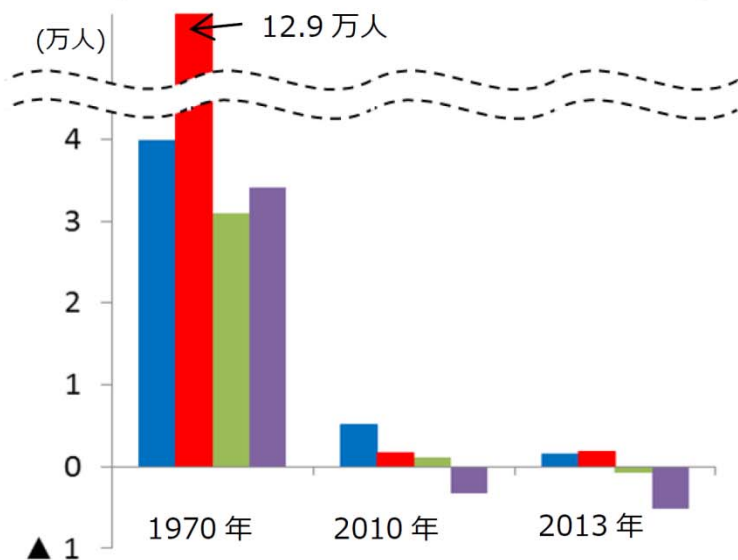
	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
	3,689	3,725	3,735	3,718	3,681	3,629	3,564	3,488	3,405	3,314	3,214
高位推計	3,689	3,747	3,789	3,804	3,799	3,779	3,750	3,716	3,680	3,640	3,595
低位推計	3,689	3,705	3,685	3,638	3,573	3,491	3,394	3,284	3,162	3,029	2,887

* 2040年以降は参考値

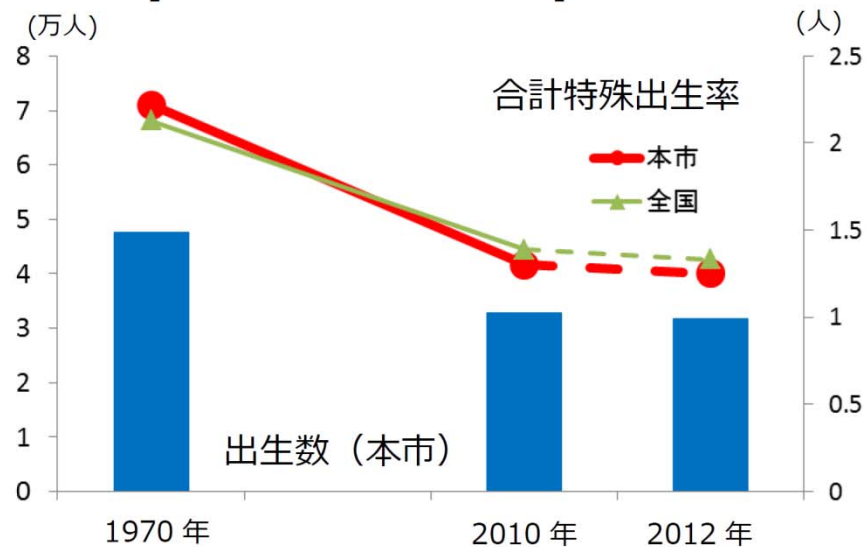
横浜市の自然動態（出生・死亡に伴う人口の動き）

○ 自然動態については、近年、特に大都市において、増加はほとんど見られなくなっている。本市においても増加数は減少傾向にあり、2013年時点では自然増となっているものの、今後も出生数の減少と死亡数の増加が続き、今後数年のうちに自然減の局面を迎えることが予想される。

[自然増減（出生数－死亡数）の推移]



[合計特殊出生率と出生数]



	1970年	2010年	2013年
本市	39,755人	5,174人	1,535人
東京都区部	129,024人	2,039人	1,901人
名古屋市	30,904人	1,111人	▲689人
大阪市	34,115人	▲3,330人	▲5,129人

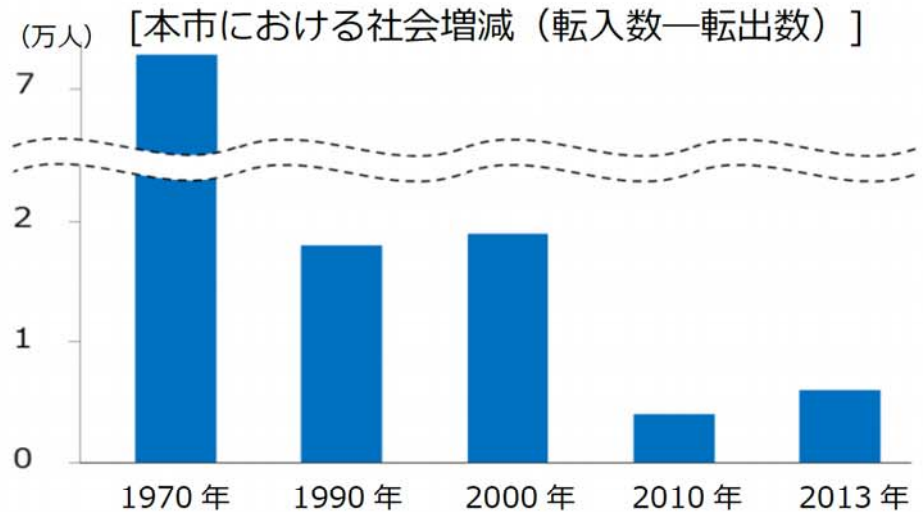
		1970年	2010年	2012年
出生数		47,622人	32,747人	31,623人
合計特殊出生率	本市	2.22	1.30	1.31
	全国	2.13	1.39	1.41

(資料：厚生労働省「人口動態統計」、政策局「横浜市の人口」)

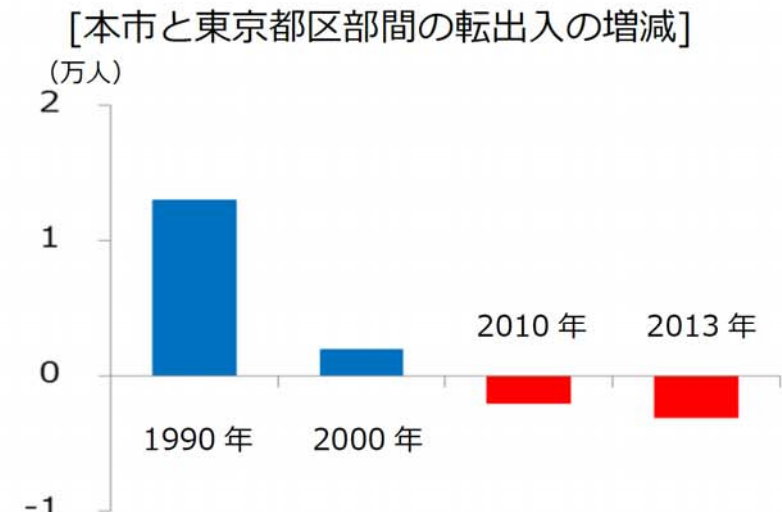
資料：総務省「国勢調査」、政策局「横浜市の人口」、東京都「人口の動き」、名古屋市「名古屋市の人口 20年のあゆみ」「人口動態統計」、大阪市「人口異動の推移」「25年中の人口の動き」

横浜市の社会動態（転入・転出に伴う人口の動き）

○ 社会動態については、市外からの転入が市外への転出を大幅に上回っていたが、ここ数年はその規模は縮小している。さらに、2000年代中頃から東京都心への人口回帰が強まっており、本市から東京都区部への転出が転入を上回っている。



	1970年	1990年	2000年	2010年	2013年
転入	21.6万人	16.5	14.6	12.2	11.9
転出	14.4万人	14.7	12.7	11.8	11.3
増減	+7.2万人	+1.8	+1.9	+0.4	+0.6

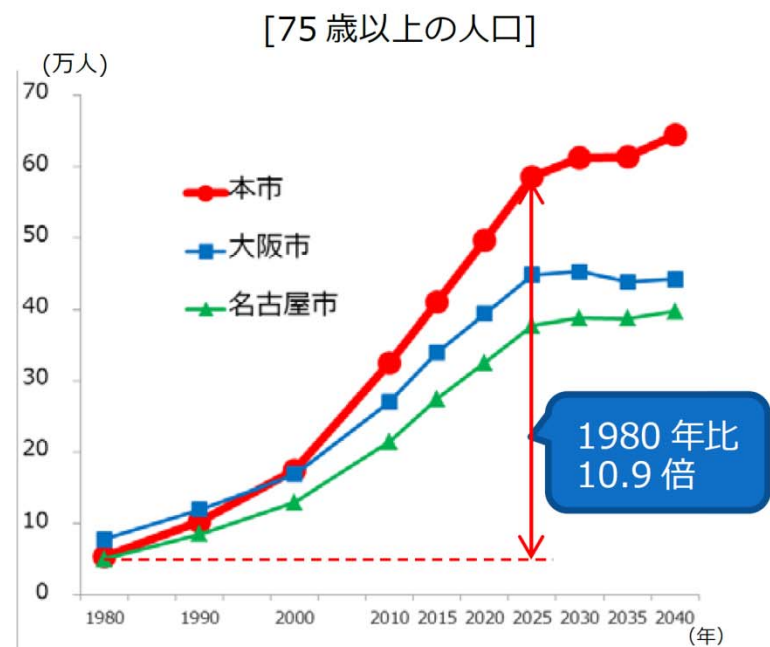
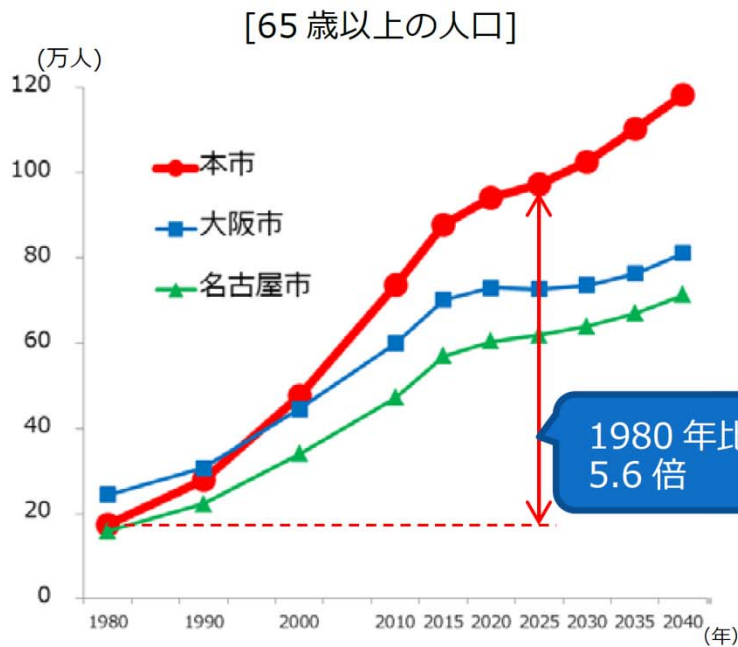


	1990年	2000年	2010年	2013年
転入	3.3万人	2.3	2.1	2.1
転出	2.0万人	2.1	2.3	2.4
増減	+1.3万人	+0.2	▲0.2	▲0.3

（資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」）

横浜市の高齢者数

○ 三大都市で比較すると、特に本市では65歳以上の人口が他市を上回る勢いで急激に増加しており、
 今後は75歳以上の後期高齢者数が、2025年にかけて急増することが予想される。



		1980年	1990	2000	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040
65歳以上	本市	17.3万人	27.8	47.7	73.6	87.7	94.1	97.2	102.5	110.2	118.1
	名古屋市	15.9万人	22.2	33.9	47.2	56.9	60.4	61.8	63.9	67.0	71.3
	大阪市	24.4万人	30.6	44.5	59.9	70.1	73.0	72.6	73.5	76.3	81.0
75歳以上	本市	5.4万人	10.3	17.5	32.5	41.0	49.7	58.6	61.2	61.3	64.4
	名古屋市	5.0万人	8.5	13.0	21.5	27.5	32.5	37.7	38.8	38.7	39.7
	大阪市	7.8万人	12.0	16.9	27.1	34.0	39.4	44.8	45.3	43.8	44.2

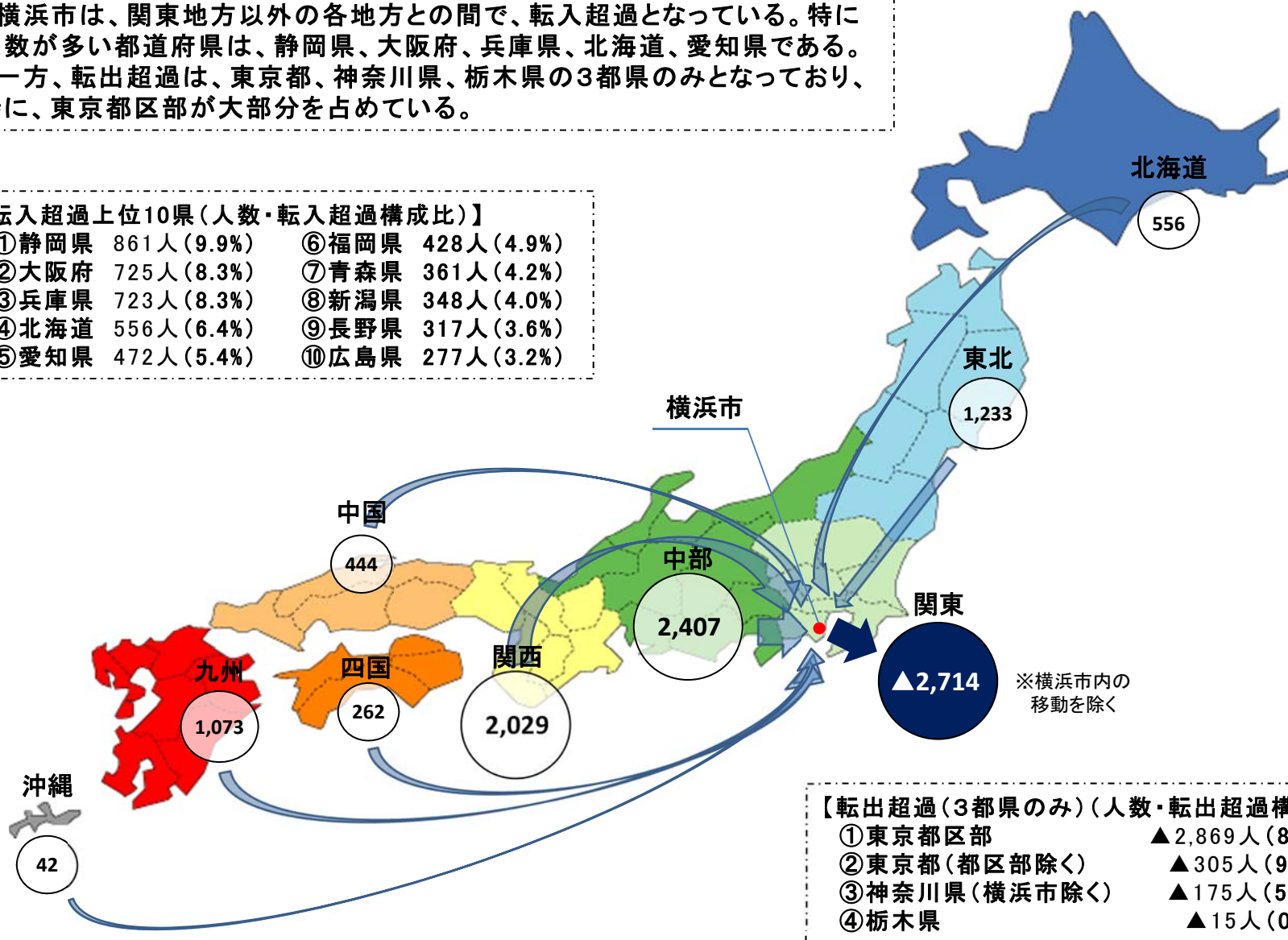
(資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」)

全国から横浜市への「転入超過数」（平成26年）

横浜市は、関東地方以外の各地方との間で、転入超過となっている。特に人数が多い都道府県は、静岡県、大阪府、兵庫県、北海道、愛知県である。一方、転出超過は、東京都、神奈川県、栃木県の3都県のみとなっており、特に、東京都区部が大部分を占めている。

【転入超過上位10県(人数・転入超過構成比)】

①静岡県	861人(9.9%)	⑥福岡県	428人(4.9%)
②大阪府	725人(8.3%)	⑦青森県	361人(4.2%)
③兵庫県	723人(8.3%)	⑧新潟県	348人(4.0%)
④北海道	556人(6.4%)	⑨長野県	317人(3.6%)
⑤愛知県	472人(5.4%)	⑩広島県	277人(3.2%)



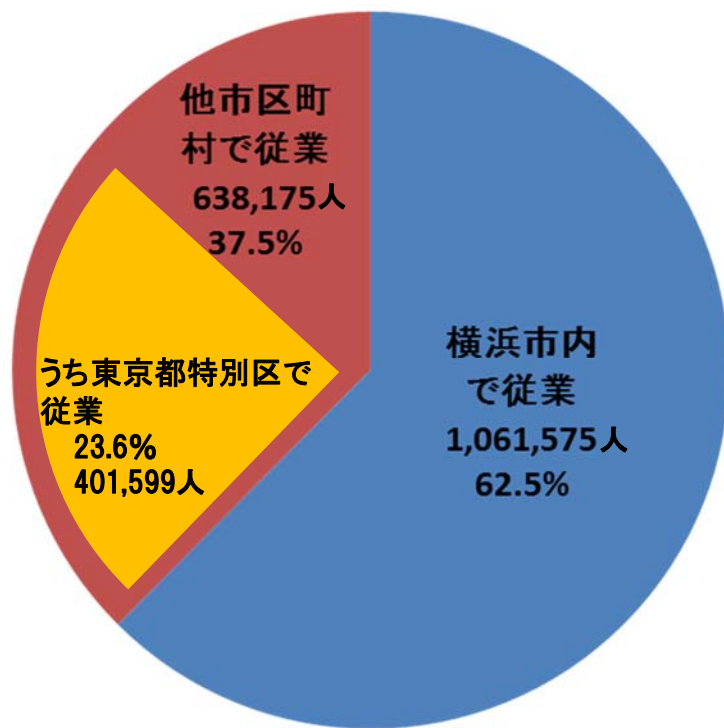
【転出超過(3都県のみ)(人数・転出超過構成比)】

①東京都区部	▲2,869人(85.3%)
②東京都(都区部除く)	▲305人(9.1%)
③神奈川県(横浜市除く)	▲175人(5.2%)
④栃木県	▲15人(0.4%)

横浜市民の従業地

- 平成22年では、横浜市の15歳以上就業者のうち、約58%が横浜市内で従業しており、41%は他市区町村で従業している。
- 平成12年と平成22年の比較では、市内従業者の割合と市外従業者の割合はほぼ同じである。

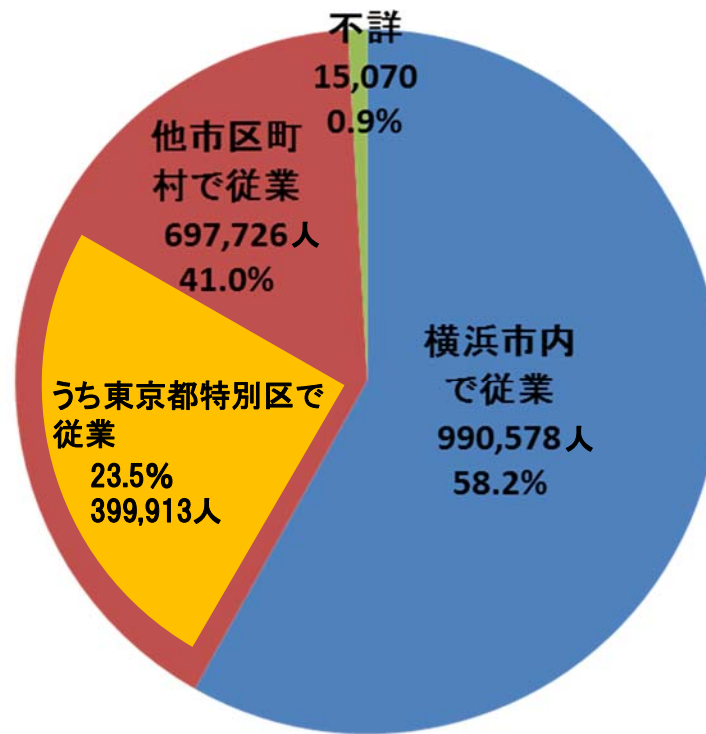
平成12年



計1,699,750人

※平成12年国勢調査

平成22年



計1,703,374人

※平成22年国勢調査

<Ⅱ 横浜市にふさわしい地方自治制度>

2. 第30次地方制度調査会答申で 示された課題への対応

①住民代表機能を持つ区の必要性

「横浜市特別自治市大綱」（平成25年3月）（抜粋）

(4) 特別自治市としての横浜市の内部の自治構造は、市－区の2層構造を基本とし、**現行の行政区を単位に住民自治を制度的に強化**する。

ア 特別自治市内部の自治構造

特別自治市内部の自治構造は、特別区のような新たな自治体をつくるのではなく、都市（市域）全体で一体的なまちづくりや地域間のバランス調整を行うことができ、**行政運営の効率性と住民自治を両立する、法人格を持たない区（行政区）**とする。

イ 区における住民自治の強化

横浜市においては、昭和14年にほぼ現在の市域が確定しており、横浜に愛着・誇りを感じている市民の割合も高い。その強みである都市の一体性を保ち、都市全体として力を高めていくためには、**区長は公選とせずに、適正な区政が行われ、住民の意見を行政に反映させることができるような仕組みを構築することが重要**であると考える。

諸外国の大都市の制度を参考に、**区民の代表が区政を民主的にチェックする仕組みを構築するものとする。**

また、これとは別に、地域特性や実情に応じて、行政をより住民に近づけるため、**区政における住民の参画機会の仕組み（地域で活動する区民の視点で区政に参加する場）を設置することや、地域の様々な団体や人々が連携して課題解決に取り組む場の拡充など新たな仕組みづくりを進める必要がある。**

「特別自治市創設に向けた「区」のあり方＜平成25年度区局長プロジェクト取りまとめ＞」（平成26年3月）（抜粋）①

4 特別自治市における「区」のあり方

（1）区の基本的な役割・区の事務権限

① 行政区の強みを一層生かした、効率的・効果的な行政運営を行う。

○都市の一体性を保ちながら、区と市（局）の適切な事務分担や区局連携が可能な「行政区」の強みを生かす制度設計をする。

② 市民に最も身近な地域における総合行政機関として、また、地域協働の総合支援拠点として、区の役割を拡充する。

③ 県等から移譲された事務権限や税財源を最大限に生かし、区の特性を生かした、効果的な部門・組織編成をする。

（2）区長の権限・位置付け

① 区の役割の拡充と住民自治の強化に伴い、区長の権限の強化や位置付けの変更を検討する。

② 特別自治市創設時には、区長は、市長が議会の同意を得て選任する特別職とし、任期中の解職・再任も可能にするなど、区長の役割・権限の強化等に伴う区長の位置付けの変更についての議論を深める。

○都道府県、市町村のすべての事務を処理する特別自治市への移行により、区の役割や予算が拡大し、区長権限の強化も想定される。これによって区民の代表が区政を民主的にチェックする仕組み等を構築する。

「特別自治市創設に向けた「区」のあり方＜平成25年度区局長プロジェクト取りまとめ＞」（平成26年3月）（抜粋）②

（3）住民自治の強化

（イ）具体的な住民自治の強化における新たな仕組み

① 地域の様々な団体や人々が連携して課題解決に取り組む場の拡充

② 地域で活動する区民の視点で区政に参加する場

（区政における住民参画機会の仕組み）

○区役所の機能・権限の強化を踏まえ、特別自治市創設時に条例を制定するなど、例えば地方自治法に基づく地域協議会等を参考にしながら、市として全区統一的な位置付け・役割・機能等を明確にする。

○委員構成等は各区の実情を踏まえた制度設計

○協働による地域づくりのための区の体制整備も検討

③ 区民の代表が区政を民主的にチェックする仕組み

○「区民の代表が区政を民主的にチェックする仕組み」は、「地域の様々な団体や人々が連携して課題解決に取り組む場」及び「地域で活動する区民の視点で区政に参加する場」とは、役割や機能を明確に分ける必要がある。

○区に新たな議会を設けるのではなく、区選出の市議員が区政を民主的にチェックする仕組みを設けるなど、市議員が区の議員機能を兼務する形態が、大都市の一体性と「都市内分権」を両立させる効果的な手法と考えられる。

「平成25年度大都市行財政制度特別委員会中間報告書」 (平成26年4月) (抜粋)

まとめ

(2) 市及び区について

ア 市及び区の役割

○市は事務権限や税財源の移譲に伴い、市全体の政策立案や決定、大都市経営の推進等を行い、区は、区ごとに異なる課題を解決し、区の個性を伸ばす政策を推進するなど、独自性を発揮できるよう、それぞれの役割を見直すことが必要である。

ウ 住民自治の強化と区選出市会議員の役割

○特別自治市の創設に向けて、**区の役割や機能が強化され、予算が拡充されることに伴い、ある段階に到達した時点において区における意思決定機関が必要になる。**

○区に新たな議会を設けるのではなく、**区選出の市会議員が区政を民主的にチェックする仕組みを設ける**など、区政における区選出市会議員の役割や立場を明確化することで、意思決定機関としての機能を確保することは可能。

○新たな意思決定機関の仕組みについては、大都市の一体性と「都市内分権」を両立させる観点から、市会議員が区議会議員の機能を兼務するような仕組みを創設するなど、横浜市の強みを生かす仕組みを検討していく必要がある。その際には、**各区選出の市会議員が各区で意思決定を行える仕組みを考える必要がある。**また、複数区を方面別のような形でまとめ、複数区の市会議員が複数区の区政をチェックするという仕組みや、区選出の市会議員が区政を民主的にチェックする仕組みを原則とし交渉会派が議席を有しない区は当該交渉会派から市会議員1名がオブザーバーとして参加できる仕組みなども考えられる。

<Ⅱ 横浜市にふさわしい地方自治制度>

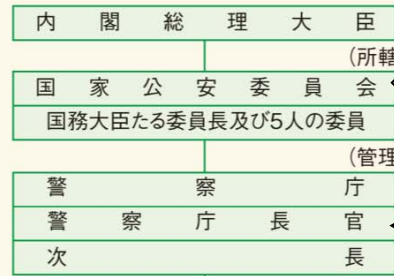
2. 第30次地方制度調査会答申で 示された課題への対応

②警察事務の分割による広域犯罪対応への懸念

国の警察組織①（平成26年度）

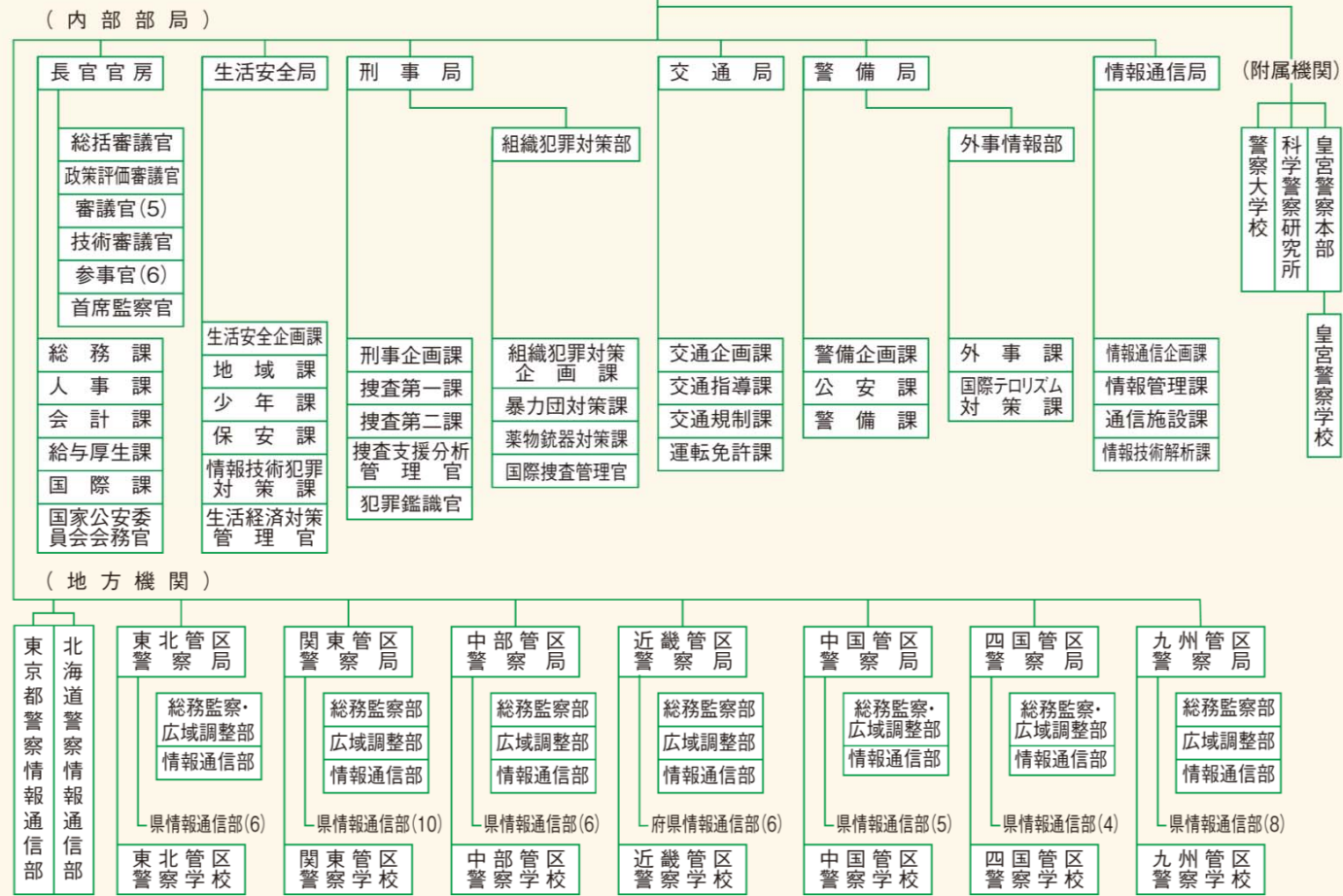
<警察庁の役割>

- 警察制度の企画立案
- 国の公安に係る事案についての警察運営
- 警察活動の基盤である教育訓練、通信、鑑識
- 警察行政に関する調整 等



【公安委員会制度】
 国家公安委員会は、警察行政の民主的運営、政治的中立性の確保の点で大きな役割を果たし、**警察庁を管理**。

警察庁長官は、警察庁の所掌事務について、**都道府県警察を指揮監督**している。



国の警察組織②（管区警察局の管轄区域及び主な業務）

<管区警察局の役割>

警察庁の地方機関として7つの管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部が設置されている。事務を能率的に処理するため、管区警察局は、**警察庁の事務の一部を分担して所掌**している。東京都と北海道の区域は、管区警察局の管轄外とされ、必要に応じて、警察庁が直接に指揮監督等を行う。

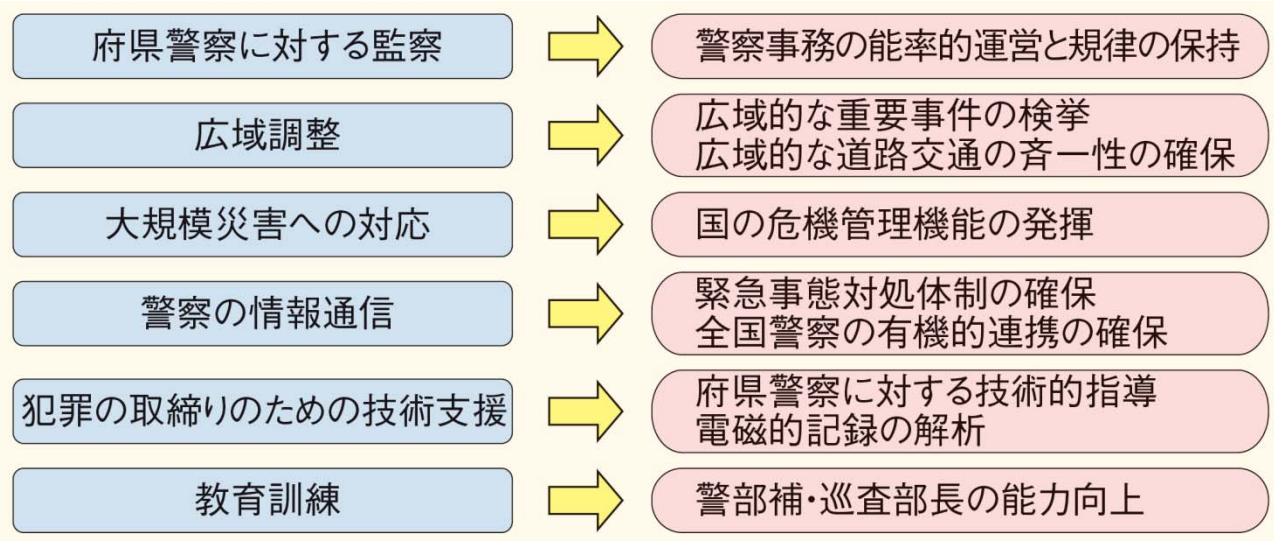
<管区警察局の主な業務>

○広域調整

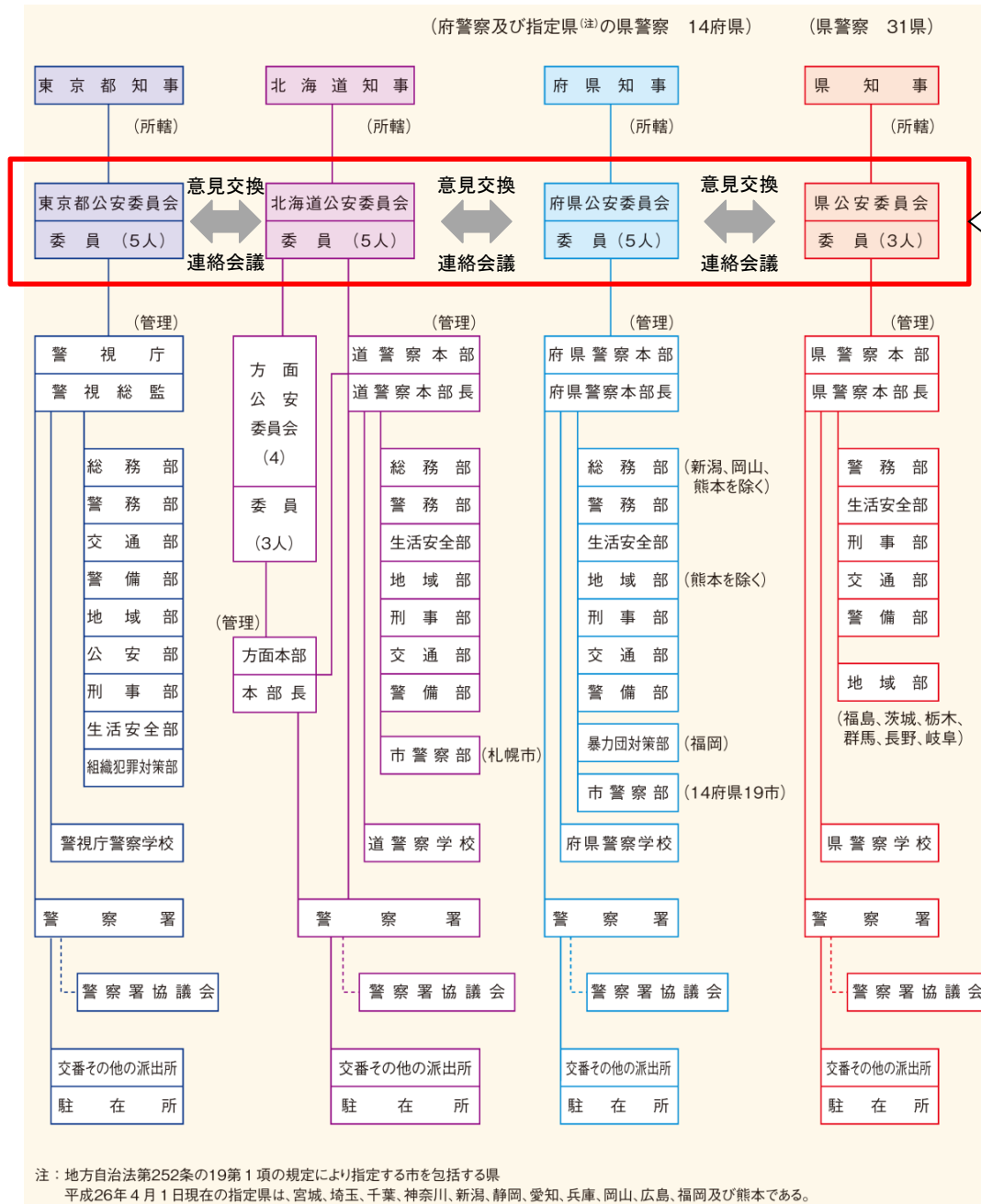
広域的な対応を必要とする重要事件の合同捜査・共同捜査、高速道路における広域的な交通規制、交通取締り等の実施等に関し、府県警察に対する指導・調整を行っている。

○警察の情報通信

警察庁や都道府県警察を結ぶ情報通信網の整備、管理等を行っている。



都道府県の警察組織



【公安委員会制度】
都道府県に**都道府県公安委員会**を置いて**都道府県警察を管理**している。

<組織>
都、道、府及び**指定県**では**5人の非常勤の委員**によって組織されており、委員は都道府県知事が都道府県議会の同意を得て任命する。ただし、道、府及び指定県の場合は、**委員のうち2人の任命は当該県道、府及び県が包括する指定市の市長がその市議会の同意を得て推薦した者**について行う。

<活動>
おおむね月3回ないし4回の**定例会を開催**するほか、教育委員会等の関係機関との協議、警察活動の現場の視察等により、治安情勢と警察運営の把握に努めている。**定例会議の場等で警察本部長等から報告を受け、これを指導することにより、都道府県警察を管理**している。

※公安委員会相互間の連絡
国家公安委員会と各都道府県公安委員会は、相互に独立した機関であるが、その職務の性質から、常に緊密な連絡を保つため、**各種連絡会議を開催**している。このほか、**都道府県公安委員会相互間の意見交換や連絡会議等を開催**している。

注：地方自治法第252条の19第1項の規定により指定する市を包括する県
平成26年4月1日現在の指定県は、宮城、埼玉、千葉、神奈川、新潟、静岡、愛知、兵庫、岡山、広島、福岡及び熊本である。

警察官の階級

都道府県警察の職員のうち、警視正以上の階級にある警察官(以下「地方警務官」という。)は、一般職の国家公務員とする。
 (警察法第56条第1項)
 地方警務官(警視総監を除く)は、国家公安委員会が都道府県公安委員会の同意を得て、任免する。その他の職員は、警視総監又は警察本部長がそれぞれ都道府県公安委員会の意見を聞いて、任免する。
 (警察法第55条第3項)

階級	区分	警察庁	区分	警視庁	県警本部(大) (神奈川県警等)	県警本部(小)	警察署(大)
警察庁長官	国家公務員	長官	国家公務員 (地方警務官)				
警視総監				警視総監			
警視監		次官・局長 審議官		副総監 部長	本部長		
警視長		部長・参事官 主要課長		部長	主要部長	本部長	
警視正		室長・課長 理事官		参事官 課長	部長	部長	署長
警視		課長補佐		地方公務員 (地方警察職員)	課長 管理官	課長	課長
警部	係長	係長	課長補佐		課長補佐	課長	
警部補	主任	主任	係長		係長	係長	
巡查部長	係員	係員	主任		主任	主任	
巡查		係員	係員		係員	係員	係員

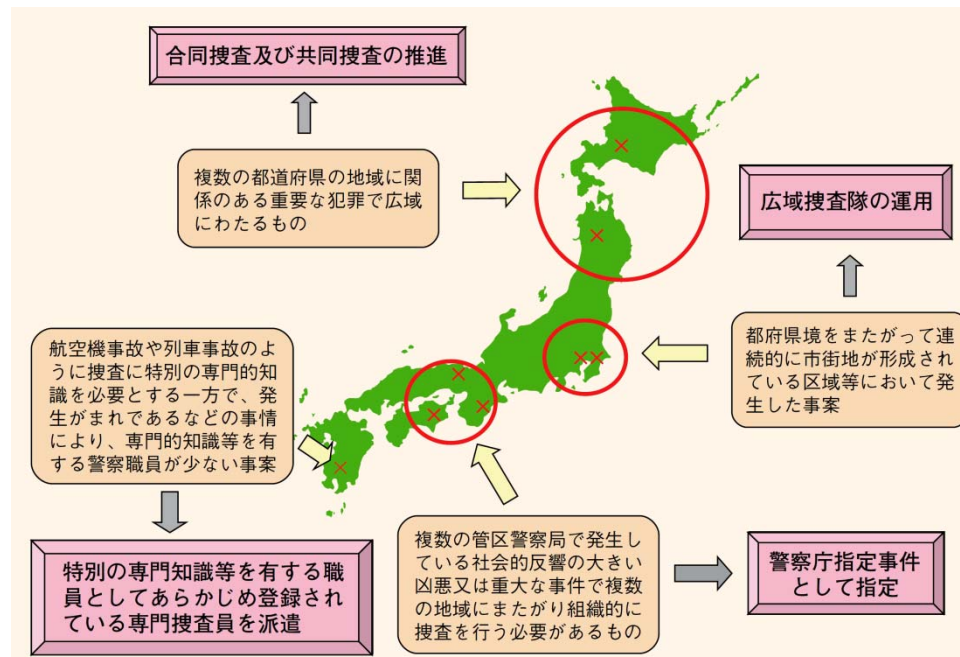
広域化する犯罪への対応（広域捜査力の強化）

通信手段や交通手段の発達等を背景に犯罪が広域化したことから、多くの犯罪捜査では、複数の都道府県にまたがって活動する必要が生じている。このため、都府県警察の単位を越えて広域的に捜査を行う広域捜査隊の編成が進められているほか、複数の都道府県警察による「合同捜査」や「共同捜査」を積極的に推進している。

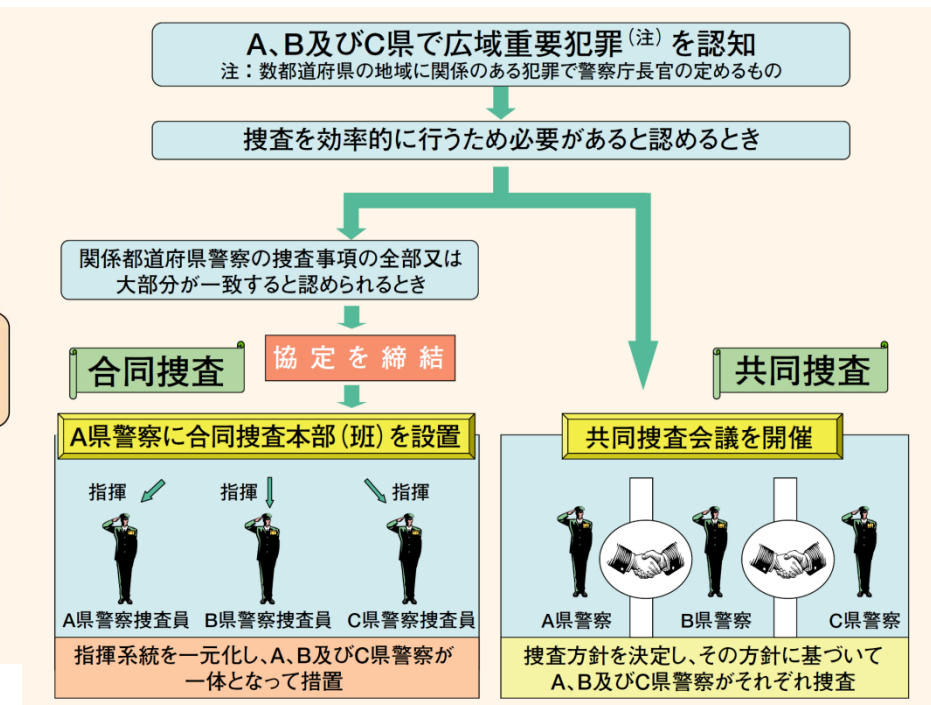
管区警察局は、組織犯罪対策、来日外国人犯罪対策や広域的な対処を必要とする重要事件の合同捜査、共同捜査等に関して、府県警察に対する指導・調整を行っている。また、悪天候時の高速道路の交通規制、飲酒検問や大規模な集団暴走等の一斉取締りの調整等、府県をまたがる交通管理・交通対策の斉一性を確保している。

さらに、警察庁では、複数の管区警察局の管轄区域で発生している社会的反響の大きい凶悪又は特異な事件で複数の地域にまたがり組織的に捜査を行う必要がある事件を警察庁指定事件として指定、都道府県警察と捜査会議を開催し、捜査方針を協議するほか、関係情報を収集・分析するなど、事件の解決に向けて捜査活動を支援している。

<広域捜査>



<合同捜査・共同捜査>

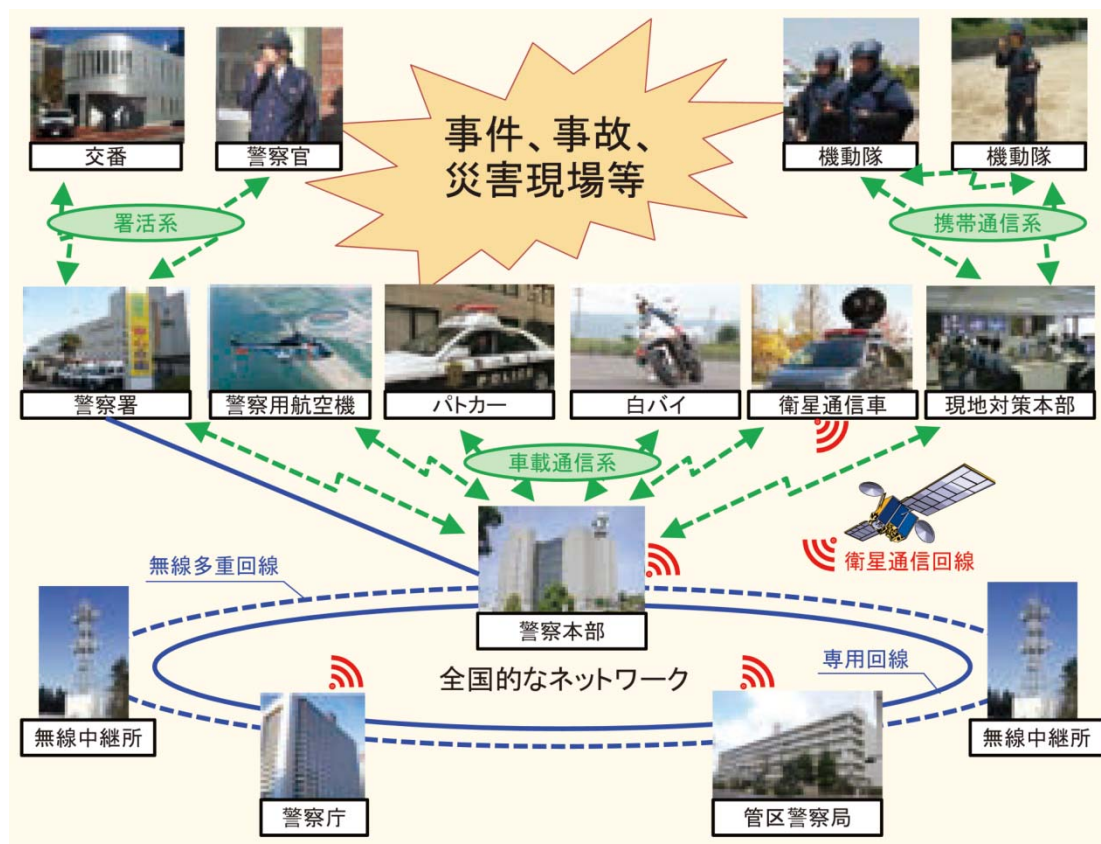


警察の情報通信

警察では、**事件、事故及び災害がどこでどのように発生しても即座に対応できるよう、各種の情報通信システムを開発し、全国に整備するとともに、システムの高度化に努めている。**全国的なネットワークにより、**警察庁、管区警察局、警察本部、警察署、交番等を結ぶ**ほか、各種の移動通信システムを構築することにより、警察業務を遂行する上で不可欠な情報の伝達を実現している。

システムの管理、運営等のため、各都道府県に国の機関である情報通信部が設置され、都道府県警察の業務を支えている。また、**広域・重大事案発生時の通信施設の運用に関する指導・調整等のため、各管区警察局に情報通信部が設置**されている。

地方機関(管区警察局通信部及び府県情報通信部)には機動警察通信隊が設置されており、現場の警察活動の基盤となる通信を確保している。具体的には、事件、事故又は災害発生時等に、警察本部と現場警察官との間の指揮命令や連絡等が円滑に行われるよう、衛星通信車やヘリコプターテレビシステムを活用し、警察本部を始め警察庁や首相官邸へ現場映像を伝送しているほか、臨時の無線中継所設置による無線の不感地帯対策等を講じている。



※警察白書(平成26年版)を基に作成

指定都市7市による大都市制度共同研究会報告書 『「特別自治市」の早期実現に向けて』(抜粋)(平成25年4月)

警察事務について

○特別自治市においても都道府県同様、公安委員会を設置し警察事務を担うことを基本とすべきである。

○指定都市においても警察事務に関連する事務(交通安全対策、地域防犯対策など)や、警察事務との連携が必要な事務(道路管理など)をすでに行っており、特別自治市が警察事務を担うことにより、特に、交通関連事務(信号機の設置等)あるいは地域の安全に関連する事務(交番の設置等)については、効率的・総合的な対応が可能となり、市民への行政サービスが向上する効果が高いと考えられる。

○一方で、広域的な対応が必要な事務については、広域自治体へ一部事務委託することなど、地域の実情に応じて多様な形での連携も選択肢の一つとして考えられるが、地方制度調査会専門小委員会「大都市制度についての専門小委員会中間報告」(平成24年12月)においては、新たな大都市制度である特別市(仮称)が警察事務を担うことについて、「組織犯罪等の広域犯罪への対応に懸念がある」としていることから、警察事務の扱いについては、引き続き検討が必要である。

<Ⅱ 横浜市にふさわしい地方自治制度>

2. 第30次地方制度調査会答申で 示された課題への対応

- ③全道府県税・市町村税を賦課徴収すること
による周辺自治体への影響等

「横浜市特別自治市大綱」（平成25年3月）（抜粋）

3 横浜市が目指す特別自治市制度

1 横浜特別自治市制度の骨子

（2）特別自治市としての横浜市は、市域内地方税の全てを賦課徴収する。

県内における県税額の市町村別構成比と人口の構成比についてみると、特別市制度が反対されていた頃の昭和25年度においては、横浜市に人口構成比以上の税収が集中していたことを確認できるが、平成22年度では税収の市町村別構成比と人口構成比はほぼ一致している。

また、全国市町村の財政力指数を都道府県別にみると、平成23年度、神奈川県は0.97で全国2位（1位は愛知県）となっており、全国市町村の平均である0.51と比べるとかなり高くなっている。さらに、横浜市を除いた県内32市町村中16市町村が横浜市よりも財政力指数が高い。

県税額の市町村別構成比と人口構成比の割合や県内市町村の財政力指数といったデータからは、少なくとも横浜市と神奈川県内の市町村の間では、「大都市だけが財政的に突出し、大都市が府県から独立することにより残存地域の利益が損なわれる」状態であるとは言えない。

一方で、地方制度調査会専門小委員会中間報告においては、特別市（仮称）は全ての道府県税、市町村税を賦課徴収することとなるため、周辺自治体に対する都道府県の行政サービスの提供に影響するという懸念があるとしている。**特別自治市においては、地方税の全てを賦課徴収することによって、都道府県内市町村に対する都道府県の行政サービスの提供に影響を及ぼさないことが必要であり、万一、支障が生じる場合は特別自治市と都道府県の間で個別に調整を行うこととする。**

○神奈川県内における県税額の市町村別構成比と人口構成比（横浜市内）

	県税構成比（％）	人口構成比（％）	構成比差引（％）
昭和25年度	49.19	38.24	10.95
昭和30年度	46.24	39.17	7.07
平成元年度	40.18	40.35	-0.17
平成20年度	42.67	40.77	1.9
平成21年度	44.56	40.77	3.79
平成22年度	43.98	40.77	3.21

出典：神奈川県「県税統計書」、国勢調査人口を基に作成

（出典）横浜市特別自治市大綱（H25.3）

○全国市町村財政力指数の都道府県別平均

第3回大都市
自治研究会資料

	都道府県名	財政力指数		都道府県名	財政力指数		都道府県名	財政力指数
1	愛知県	0.98	17	山梨県	0.56	33	大分県	0.39
2	神奈川県	0.97	18	京都府	0.56	34	長崎県	0.38
3	静岡県	0.82	19	広島県	0.56	35	和歌山県	0.37
4	埼玉県	0.80	20	香川県	0.56	36	熊本県	0.35
5	千葉県	0.74	21	山口県	0.54	37	山形県	0.34
6	大阪府	0.74	22	新潟県	0.52	38	鳥取県	0.34
7	栃木県	0.73	23	石川県	0.52	39	宮崎県	0.34
8	茨城県	0.72	24	佐賀県	0.52	40	沖縄県	0.33
9	滋賀県	0.72	25	宮城県	0.51	41	青森県	0.32
10	東京都	0.70	26	福岡県	0.51	42	岩手県	0.32
11	三重県	0.62	27	福島県	0.45	43	秋田県	0.30
12	兵庫県	0.62	28	愛媛県	0.44	44	鹿児島県	0.27
13	群馬県	0.61	29	岡山県	0.42	45	北海道	0.26
14	岐阜県	0.60	30	奈良県	0.41	46	島根県	0.25
15	福井県	0.59	31	徳島県	0.41	47	高知県	0.24
16	富山県	0.56	32	長野県	0.40	全国市町村平均		0.51

出典：総務省「平成23年度 地方公共団体の主要財政指標一覧」を基に作成

(出典)横浜市特別自治市大綱(H25.3)

○神奈川県内市町村財政力指数

市町村名	財政力指数	市町村名	財政力指数	市町村名	財政力指数
横浜市	0.98	秦野市	0.93	二宮町	0.79
川崎市	1.04	厚木市	1.22	中井町	1.14
相模原市	0.99	大和市	1.00	大井町	0.96
横須賀市	0.83	伊勢原市	1.03	松田町	0.69
平塚市	1.01	海老名市	1.07	山北町	0.69
鎌倉市	1.11	座間市	0.89	開成町	0.97
藤沢市	1.05	南足柄市	1.02	箱根町	1.57
小田原市	1.00	綾瀬市	0.96	真鶴町	0.56
茅ヶ崎市	0.97	葉山町	0.95	湯河原町	0.74
逗子市	0.88	寒川町	1.08	愛川町	1.06
三浦市	0.71	大磯町	0.91	清川村	1.14

出典：総務省「平成23年度 地方公共団体の主要財政指標一覧」を基に作成

(出典)横浜市特別自治市大綱(H25.3)

指定都市7市による大都市制度共同研究会報告書 『「特別自治市」の早期実現に向けて』(抜粋)(平成25年4月)

周辺市町村との財政的な関係性(財政調整)について

(前提: 地方交付税制度の財源保障機能、財政調整機能は、現行どおり)

○指定都市が特別自治市に移行した場合、市域内の地方税のすべてを賦課徴収する一方、府県が担うすべての事務・権限を担うことになる。その場合、市域内公立小中学校教職員の給与負担(7市合計で約3,501億円(H22決算より推計))など、義務的経費の割合が多く、また都市部に集中する歳出を府県からそのまま引き継ぐことになるため、恒常的に著しい歳入超過となることは考えにくい。

○仮に、特別自治市移行に伴い、特別自治市に移管される事務(歳出)と税財源(歳入)を比較し、著しく歳入が超過する状況が、恒常的に見込まれる状況となる場合、その不均衡については是正する措置が必要。例えば特別自治市の税收の一定割合を交付することなどの水平的財政調整制度を検討することが考えられる。